

能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)交付要綱

令和3年9月1日

告示第149号

令和5年12月1日

告示第133号

令和6年3月21日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における介護サービス等の質の維持及び向上並びに安定的な介護人材の確保を図るため、市内に所在する介護事業所等に介護職員等として新たに就職した者に対し、予算の範囲内で能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、交付に関しては、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護事業所等 市内に事業所を有する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条に規定する居宅サービス若しくは施設サービス、法第8条の2に規定する地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防サービス又は法第15条の45に規定する地域支援事業等を行う事業者をいう。
- (2) 介護職員等 介護事業所等の介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、主任介護支援専門員、機能訓練指導員、管理栄養士その他直接介護の実務に携わる者をいう。
- (3) 満了日 補助金の交付申請時に勤務している介護事業所等に介護職員等として雇用された日から起算して1年が経過する日の前日(満了日の算定においては、第4号に掲げる除算期間を除くものとする。)をいう。

(4) 除算期間 次のア又はイの期間をいう。

ア 介護事業所等の就業規則等における無給の休暇等(産前産後休暇(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に定める休暇をいう。))を除く。)を取得した期間

イ 介護事業所等を退職した日から1箇月以内に、別の介護事業所等に介護職員等として雇用された場合における離職期間

(補助金の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第5条の規定による交付申請の日において市内に住所を有する者

(2) 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間に介護事業所等に介護職員等として新たに雇用された者又は再度雇用された者であって、継続して1年を超える勤務が見込まれるもの

(3) 介護職員等として週20時間以上勤務していること。

(4) 介護事業所等の人事異動等で市外に転出する見込みがないと認められる者

(5) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納がない者

(6) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、10万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 雇用条件を証する書類(雇用契約証明書又は雇用期間及び勤務条件の分かる雇用契約書等)

(3) 誓約書(様式第3号)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)交付決定通知書(様式第4号)を送付するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、能美市介護人材確保事業補助金(介護のお仕事応援金)請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、申請者の指定する金融機関口座へ速やかに補助金を交付する。

(経過報告)

第9条 前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、就労継続の状況を確認するため、雇用証明書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の雇用証明書は、就労開始日から6箇月経過する日及び満了日から各々1箇月以内に提出するものとする。

3 交付決定者は、前項に規定する雇用証明書の提出する日の直近6箇月以内に能美市介護人材確保事業補助金(家賃補助)交付要綱(令和3年能美市告示第150号)の規定により雇用証明書を市長に提出している場合は、前項の雇用証明書の提出を省略できるものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 満了日を迎える日より前に退職したとき。ただし、次のア又はイの場合を除く。

ア 介護事業所等を退職後1箇月以内に、別の介護事業所等に介護職員等として雇用された場合

イ 災害又は雇用者都合による解雇その他就労を継続できないやむを得ない理由がある場合

(2) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(3) 書類に虚偽又はその他不正があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認める事由があるとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年12月1日告示第133号)

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日告示29号)

この告示は、令和6年3月21日から施行する。